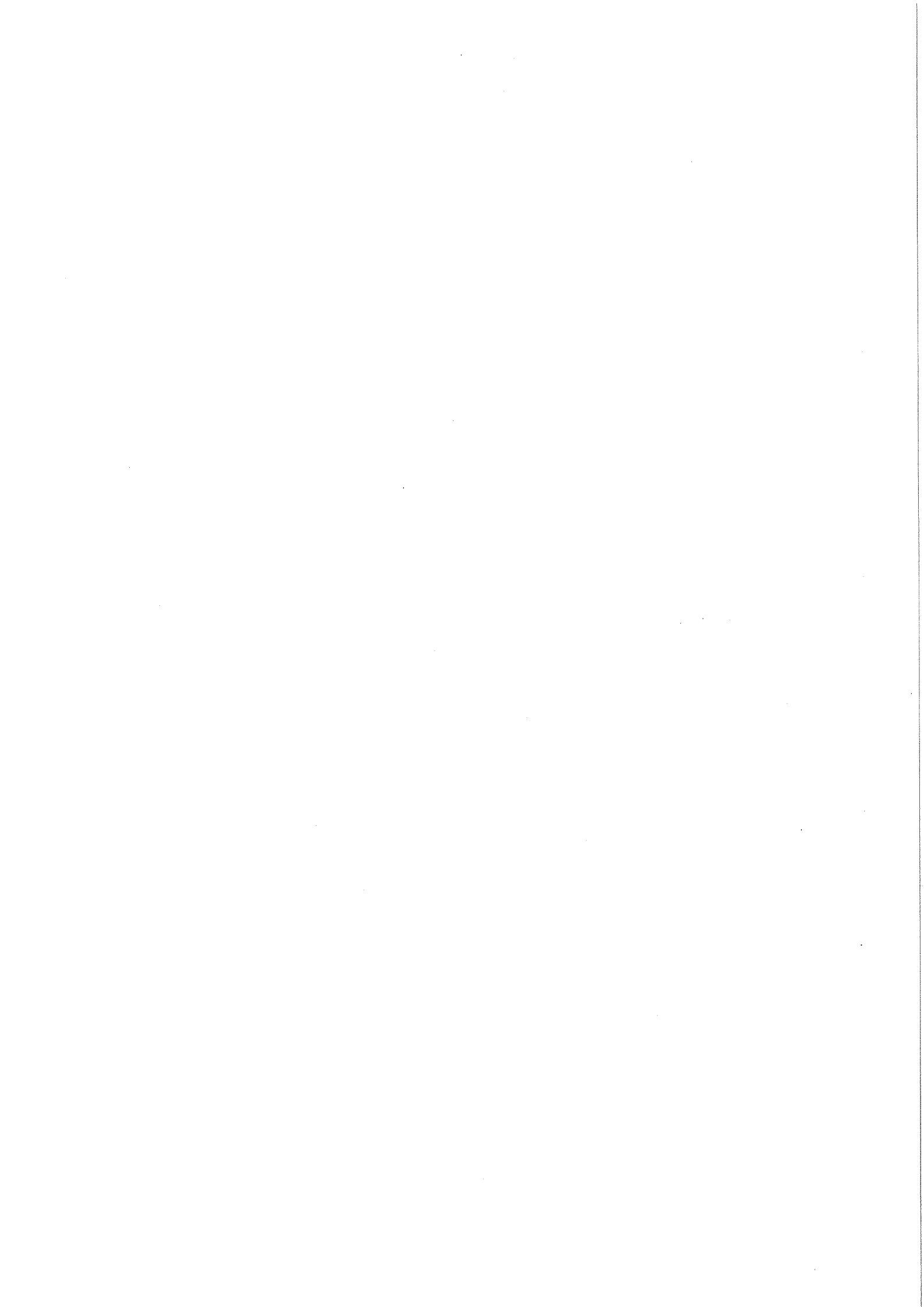


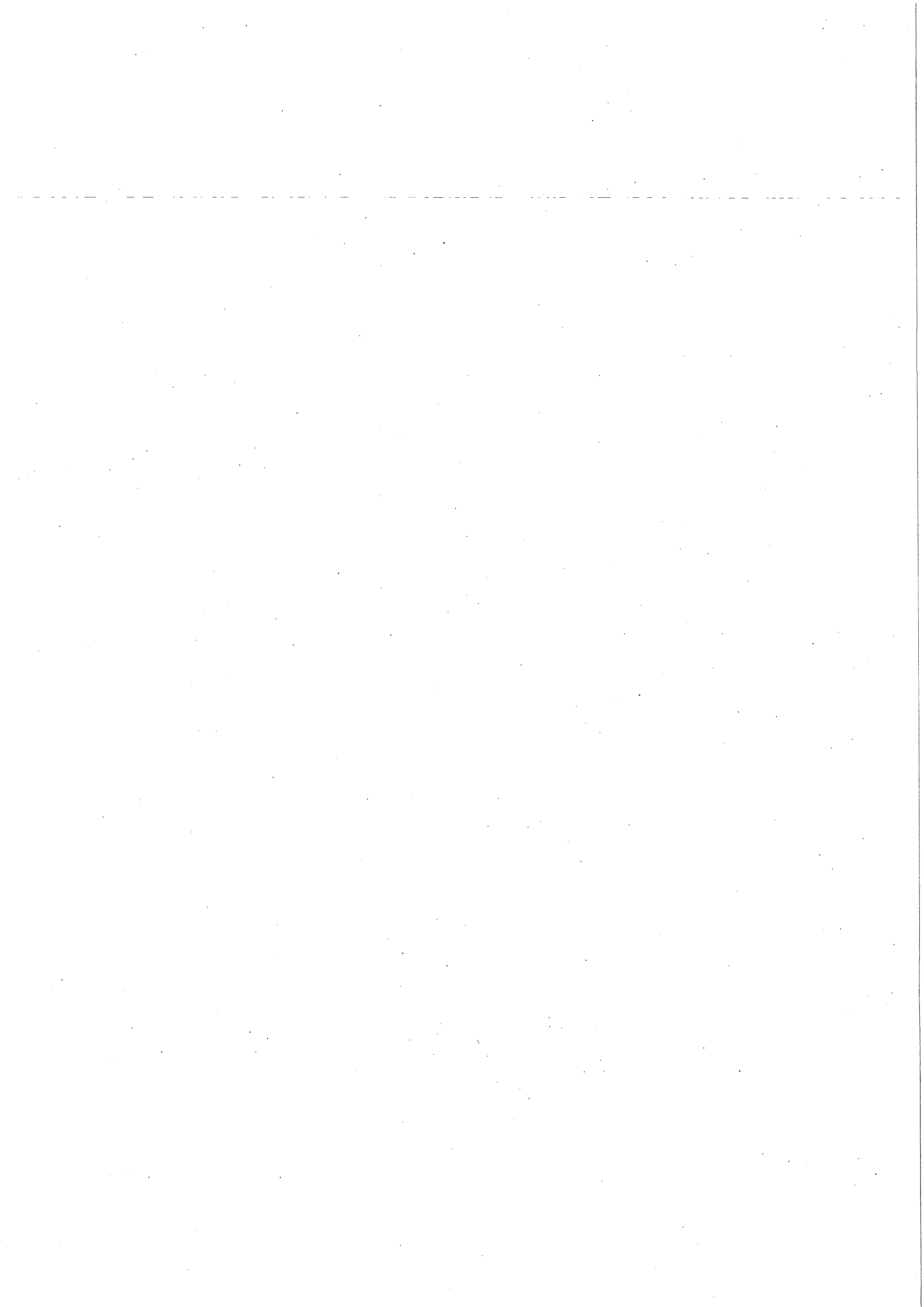
# 水戸市青少年・若者育成基本計画（第2次）

水戸市



# 目次

	頁
<b>第1章 計画策定の基本的事項</b> .....	1
第1 計画策定の趣旨 .....	1
第2 計画の位置付け .....	1
第3 計画期間 .....	2
第4 対象とする青少年・若者の範囲 .....	2
<b>第2章 現況と課題</b> .....	3
第1 国の動向と計画等 .....	3
第2 県の動向と計画等 .....	4
第3 市の計画等 .....	5
第4 現況 .....	6
第5 課題 .....	17
<b>第3章 計画の基本的方向</b> .....	19
第1 目指す姿 .....	19
第2 基本方針と基本施策 .....	20
第3 施策の体系 .....	22
<b>第4章 施策の展開</b> .....	23
1 青少年・若者の健やかな成長と活動等への支援の充実 .....	23
基本施策1 青少年の豊かな心と健やかな体の育成 .....	23
基本施策2 青少年・若者が自分で判断し行動できる力の育成 .....	24
基本施策3 青少年・若者の社会参画活動等への支援 .....	26
2 困難を抱える青少年・若者やその家族に対する支援の充実 .....	27
基本施策1 自立に困難を抱える青少年・若者やその家族への対応 .....	27
基本施策2 青少年・若者の問題行動への対応 .....	28
3 青少年・若者の自立や成長を社会全体で支える環境づくり .....	29
基本施策1 家庭の教育力の向上 .....	29
基本施策2 地域の教育力の向上 .....	30
基本施策3 安全・安心な社会環境の整備 .....	31
<b>第5章 計画の推進体制と進行管理</b> .....	33
第1 計画の推進体制 .....	33
第2 計画の進行管理 .....	34
<b>参考資料</b> .....	35



# 第1章 計画策定の基本的事項

## 第1 計画策定の趣旨

本市では、2002（平成14）年3月に2011（平成23）年度を目標年次とした「水戸市青少年育成基本計画」を策定し、自立性、主体性、創造性を持った青少年の育成に向け、各種施策を積極的に展開してきました。

この間、我が国においては、少子化、核家族化、情報化の進展など、青少年・若者を取り巻く環境は大きく変化し、児童虐待やいじめ、非行、不登校など、青少年の抱える問題が一層深刻化、複雑化するとともに、就労の不安定化、ひきこもりやニートの増加など、若者の社会的自立の遅れが指摘されています。

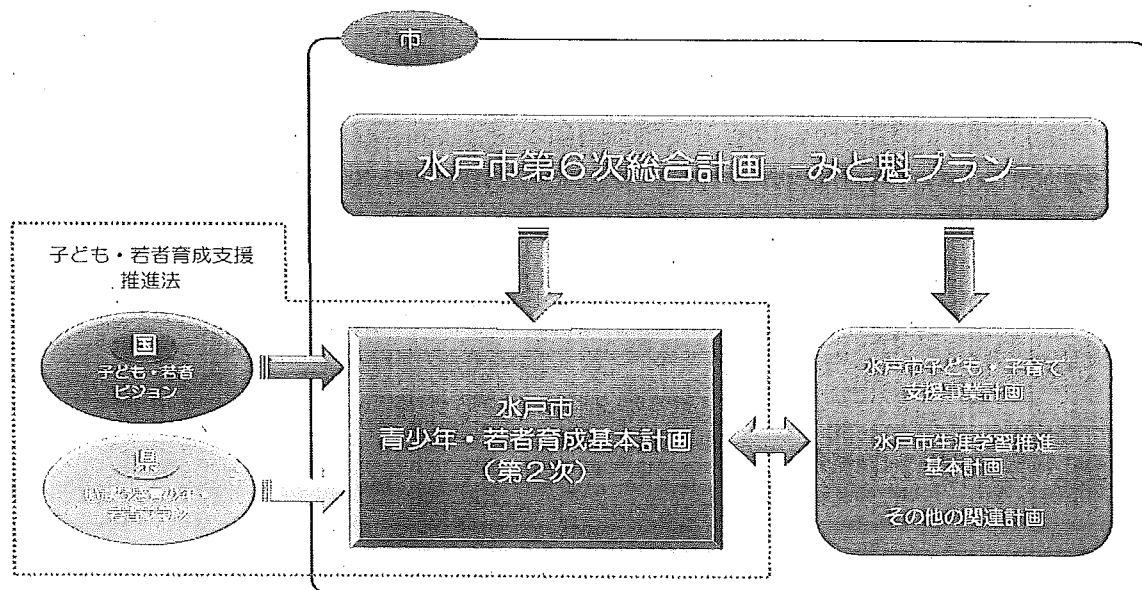
こうした状況の中、「子ども・若者育成支援推進法」が2010（平成22）年4月に施行され、国は、同年7月に同法に基づく大綱として、「子ども・若者ビジョン」を策定しました。新しい法律やビジョンは、支援の対象を従来の青少年（0歳からおおむね18歳）に加え、若者（おおむね18歳からおおむね30歳未満）まで広げ、子どもや若者一人一人の状況に応じた支援を社会全体で進めていくことを明確化しています。

水戸市青少年・若者育成基本計画（第2次）は、これらの社会情勢の変化や国の動向を踏まえながら、地域社会や家庭の教育力を高め、社会全体で青少年・若者を支え、見守り、育てる環境づくりを一層推進するための計画として策定するものです。

## 第2 計画の位置付け

本計画は、国の「子ども・若者ビジョン」や県の「いばらき青少年・若者プラン」の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画である「水戸市第6次総合計画（みと魁プラン）」やその他の関連計画との整合を図りながら、本市の青少年・若者の健全育成の推進に関する施策を明らかにし、それらを総合的に推進するための指針として策定するものです。

図1-1 計画の位置付け



### 第3 計画期間

---

この計画の期間は、水戸市第6次総合計画の計画期間にあわせて、2016（平成28）年度から2023（平成35）年度までの8か年間とします。

ただし、計画の進捗状況や社会環境の変化に応じて、期間中においても必要に応じて見直しを行います。

### 第4 対象とする青少年・若者の範囲

---

この計画における青少年・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とします。

- 青少年 0歳～おおむね18歳
- 若者 おおむね18歳～おおむね30歳未満

## 第2章 現況と課題

### 第1 国の動向と計画等

2008（平成20）年前後より、有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化、ひきこもりやニート、不登校等の子ども・若者の抱える問題の深刻化が顕著になったことを背景として、我が国の全ての青少年・若者が健やかな成長を遂げられるよう、国において、次に掲げる子ども・若者育成支援施策の総合的・計画的な推進が打ち出されています。

#### (1) 子ども・若者育成支援推進法の施行

2010（平成22）年4月1日に施行された子ども・若者育成支援推進法（以下「子若法」という。）は、次に掲げる項目を主な内容としています。

- ① 青少年・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本的性格）
  - ・ 国の本部組織や大綱，地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
  - ・ 学校教育法，児童福祉法，雇用対策法等関係分野の法律と連携した子ども・若者育成支援施策の推進
- ② 社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

#### (2) 子ども・若者ビジョンの策定

子ども・若者ビジョンは、子若法第8条第1項に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として、2010（平成22）年7月23日に、子ども・若者育成支援推進本部において策定されました。

このビジョンでは、子ども・若者の成長を応援し、一人一人を包摂する社会を目指し、次に掲げる5つの理念と3つの重点課題を掲げ、施策を推進することとしています。

##### 【5つの理念】

- ① 子ども・若者の最善の利益を尊重
- ② 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- ③ 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- ④ 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- ⑤ 大人社会の在り方の見直し

### 【3つの重点課題】

- ① 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- ② 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
- ③ 地域における多様な担い手の育成

### (3) 第2期教育振興基本計画の策定

第2期教育振興基本計画は、教育基本法（2006（平成18）年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき、2013（平成25）年6月14日に閣議決定されました（対象期間：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）。

この計画は、青少年・若者政策と密接に関連する計画に位置付けられ、次の4つの基本的方向性が掲げられています。

- ① 社会を生き抜く力の養成～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～
- ② 未来への飛躍を実現する人材の養成～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
- ③ 学びのセーフティネットの構築～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
- ④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

## 第2 県の動向と計画等

県においては、青少年・若者を地域社会の担い手とするため、従来の青少年の環境整備（規制が主）を主体とした青少年行政を見直し、新たに青少年の健全育成、若者の活動の支援を主要施策に加える方針により、次に掲げる総合的・計画的な推進が打ち出されています。

### (1) 茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行

2010（平成22）年4月1日に施行された茨城県青少年の健全育成等に関する条例（以下「県条例」という。）は、次に掲げる項目を主な内容としています。

- ① 基本理念及び県、県民、保護者、青少年育成者及び事業者の責務等の明示
- ② 青少年の健全な育成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画及び推進体制の整備
- ③ 青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為の規制

### (2) いばらき青少年・若者プランの策定

いばらき青少年若者プランは、子若法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画及び、県条例第10条第3項に基づく青少年の健全な育成及び若者の活動の支



援に関する基本計画として、2011（平成23）年4月1日に、県において策定されました。

このプランでは、青少年・若者の健やかな成長と自立を支援するため、次に掲げる3つの重点目標と11の基本方策（うち4つを重点基本方策として位置付け）を掲げ、施策を推進することとしています。

**【3つの重点目標】**

- ① 青少年の健やかな成長と若者の活動等への支援
- ② 困難を抱える青少年・若者やその家族に対する支援
- ③ 青少年の健やかな成長と自立を社会全体で支えるための環境整備

**【11の基本施策】**

- ① 青少年の豊かな心と健やかな体の育成
- ② 青少年の社会で生きる力と創造力の育成（重点基本方策）
- ③ 若者の活動等への支援（重点基本方策）
- ④ 困難を抱える青少年・若者への対応
- ⑤ 青少年・若者の被害防止
- ⑥ 家庭の教育力の向上（重点基本方策）
- ⑦ 地域の教育力の向上
- ⑧ 安全・安心な環境の整備
- ⑨ 青少年を取り巻く社会環境の健全化（重点基本方策）
- ⑩ 情報環境の整備
- ⑪ 相談体制の充実強化

### 第3 市の計画等

本市では、青少年・若者を社会全体で支え、見守るという視点に立ち、学校、家庭、地域の連携を強化しながら、青少年・若者の健全育成に積極的に取り組んでいくため、次に掲げる計画に施策を位置付け、推進することとしています（p1、図1-1）。

#### (1) 水戸市第6次総合計画

本市は、2014（平成26）年度からを計画年度とした水戸市第6次総合計画を策定し、「笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくり」、「未来に躍動する活力ある先進都市づくり」、「水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある交流都市づくり」の3つの基本理念のもと、将来都市像を「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」と定め、その実現に向けた各種施策を位置付け、計画に基づく施策を推進することとしています。

このうち、「水戸市第6次総合計画」の特徴でもある基本計画の重点プロジェクトにおいては、「～将来の水戸を担う子どもたちを育む～未来への投資プロジェクト」を位置付け、本市の成長と発展の礎となる人材育成に優先的かつ集中的に取り組むこととしています。

## 第4 現況

### (1) 人口・世帯からみる青少年・若者

#### ア 少子化の進行

本市の総人口に占める青少年・若者の割合は、1985（昭和60）年度は44.5%でしたが、その後一貫して低下し、2014（平成26）年度には28.4%にまで低下するなど、少子化が進行しています。

このうち青少年は、1985（昭和60）年度に29.2%であったものが、2014（平成26）年度には17.2%と大幅に減少しています。若者についても、1985（昭和60）年度に15.3%であったものが、2014（平成26）年度には11.1%と減少しています。

表 2-1 本市の青少年・若者人口の推移

（単位：人）

	1985(S60)年度	1994(H6)年度	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2009(H21)年度	2014(H26)年度
青少年・若者人口	101,910	98,124	91,195	83,718	80,510	76,603
青少年	66,849	56,589	50,944	47,307	47,397	46,524
若者	35,061	41,535	40,251	36,411	33,113	30,079
青少年・若者割合	44.5%	39.7%	36.8%	33.6%	30.4%	28.3%
青少年	29.2%	22.9%	20.6%	19.0%	17.9%	17.2%
若者	15.3%	16.8%	16.3%	14.6%	12.5%	11.1%
総人口	228,985	247,281	247,566	249,257	265,270	270,876

※ この表では、統計の便宜上、青少年の範囲を0歳～18歳、若者の範囲を19歳～29歳として集計した。

（資料：国勢調査〔総務省〕、常住人口調査〔県統計課〕）※ 1985年度は国勢調査。1994年度以降は各年10月1日現在の常住人口

#### イ 核家族化の進行

我が国における2010（平成22）年度の一般世帯数をみると、核家族世帯が29,207千世帯（一般世帯総数の56.3%）と、核家族世帯が全体の半数以上を占めています。

1995（平成7）年度調査時と比べ、核家族世帯は58.5%から56.3%へ減少し、緩やかな減少傾向にあります。依然として高い構成比率を保っています。

※核家族（夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯）

表2-2 全国の家族類型別一般世帯数

(単位：千世帯)

年次	総数	親族のみの世帯							核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯				核家族以外の世帯				
			総数	夫婦のみ	夫婦と子供	男親と子供		女親と子供			
1995(H7)年度	43,900	32,450	25,703	7,606	15,014	477	2,606	6,747	211	11,239	
2000(H12)年度	46,782	33,595	27,273	8,823	14,904	535	3,011	6,322	276	12,911	
2005(H17)年度	49,063	34,246	28,327	9,625	14,631	605	3,465	5,919	360	14,457	
2010(H22)年度	51,842	34,516	29,207	10,244	14,440	664	3,859	5,309	456	16,785	
6歳未満の世帯のみ	4,877	4,861	4,082	-	3,851	14	217	779	16	0	
6歳以上18歳未満の世帯のみ	11,990	11,902	9,581	0	8,327	121	1,133	2,321	47	40	
18歳以上の世帯のみ	19,338	14,443	10,011	5,525	2,532	329	1,625	4,431	104	4,791	

(資料：国勢調査〔総務省〕)

## (2) 青少年・若者の成育環境

### ア 体力と学力

本市の体力テストにおける総合評価AとBを足した割合は、小学生は54.3%、中学生は62.6%になっています。県では、2015(平成27)年度の小学生の目標値を54.0%、中学生の目標値を60.0%に設定していますが、本市の小学生・中学生の数値はいずれも目標値を上回っています。

また、本市における2014(平成26)年度全国学力・学習状況調査の結果では、学校の授業以外での1日の勉強時間が1時間以上と答えている小学生の割合は65.4%で、全国値62.0%と比較して高い状況にあります。

同様に、本市の中学生の割合は72.9%で、全国値67.9%と比較して高い状況にあります。

表2-3 体力テスト総合評価(A+B)の割合の推移

		2009(H21)年度	2010(H22)年度	2011(H23)年度	2012(H24)年度	2013(H25)年度	2014(H26)年度
小学生	茨城県	48.5%	49.3%	49.3%	51.7%	51.9%	-
	水戸市	46.7%	45.1%	46.4%	51.6%	52.0%	54.3%
中学生	茨城県	56.3%	57.5%	57.4%	60.4%	60.6%	-
	水戸市	56.5%	57.6%	59.1%	62.3%	65.1%	62.6%

(資料：児童生徒の体力・運動能力調査〔県保健体育課・市総合教育研究所〕)

表2-4 市内小・中学生の授業以外での1日の勉強時間(月～金)

	3時間以上	2～3時間	1～2時間	30分～1時間	30分未満	全くしない
小学生(市内)	8.0%	15.1%	42.3%	27.7%	6.0%	0.9%
小学生(全国)	11.2%	14.6%	36.2%	25.2%	5.8%	3.2%
中学生(市内)	10.7%	28.4%	33.8%	14.9%	8.3%	3.8%
中学生(全国)	10.4%	24.7%	32.8%	17.3%	9.0%	5.7%

(資料：全国学力・学習状況調査, 2014(平成26)年度〔市総合教育研究所〕)

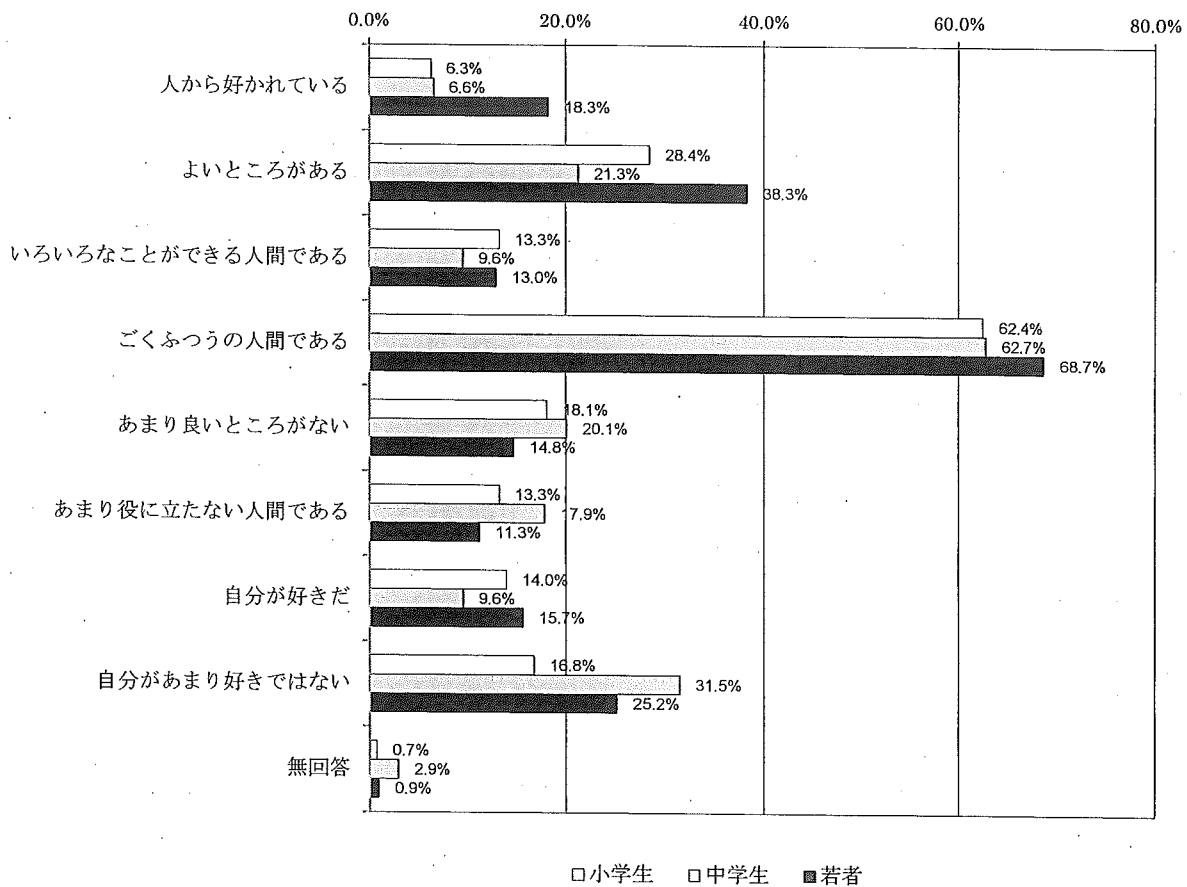
## イ 自己肯定感・自尊感情

本市の小学生・中学生は、「人から好かれている」とする割合は小学生6.3%、中学生6.6%、「よいところがある」とする割合は小学生28.4%、中学生21.3%「自分が好きだ」とする割合は小学生14.0%、中学生9.6%となるなど、いずれも低い状況にあります。

さらに「自分があまり好きではない」とする割合は、小学生の16.8%から中学生は31.5%に上っています。

全体の6～7割が「ごくふつうの人間である」と答える一方で、自己肯定感や自尊感情を持ってない小学生・中学生も多い状況が見られます。

図2-1 自分自身をどのように感じているか

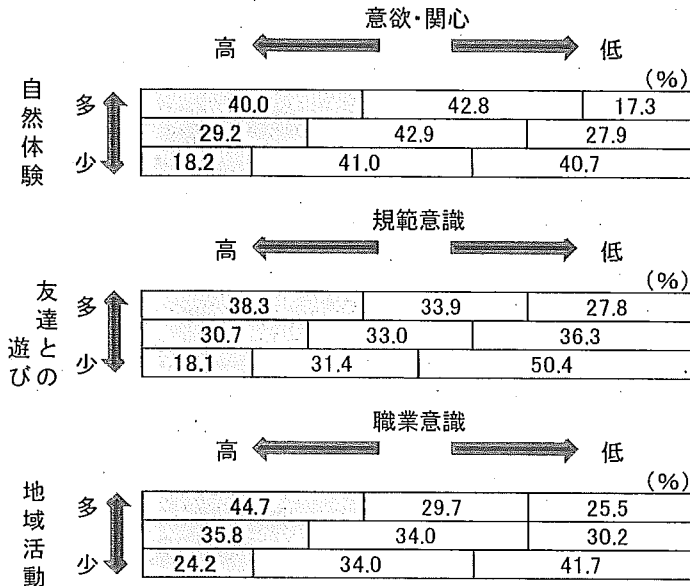


(資料：青少年の社会意識及び活動に関する調査，2014（平成26）年〔市生涯学習課〕)

### (3) 青少年・若者の体験活動の状況

国の調査研究において、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い傾向が示されています。

図2-2 子どもの頃の体験と大人になってからの意欲・関心等の関係



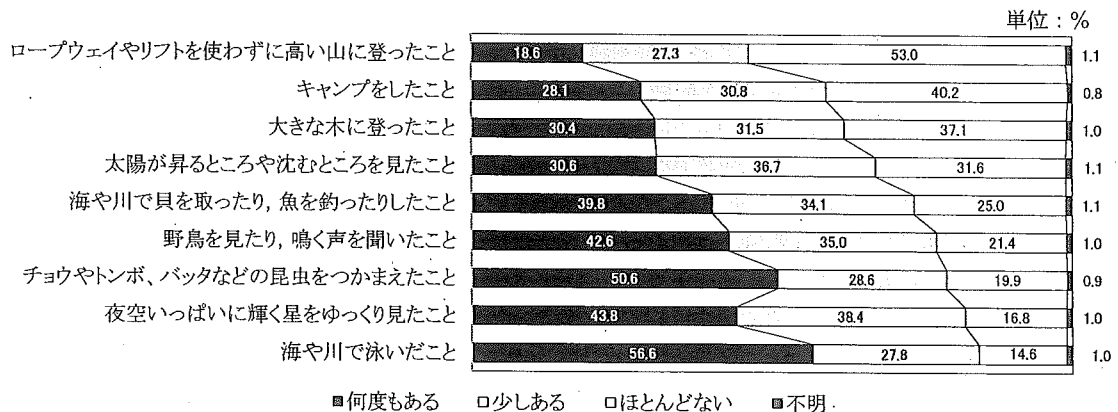
(資料: 独立行政法人国立青少年教育振興機構(2011)「子どもの体験活動の実態に関する調査研究(平成22年度調査)」)

#### ア 自然体験の状況

2012(平成24)年度における我が国の小学生高学年、中学生、高校生の自然体験9項目の頻度について、「何度もある」「少しある」と答えた割合を見ると、「海や川で泳いだこと」が84.4%、「夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たこと」が82.2%と8割を超えています。

一方、「キャンプをしたこと」は58.9%、「ロープウェイやリフトを使わずに高い山に登ったこと」は45.9%と6割以下になっています。

図2-3 青少年の自然体験状況



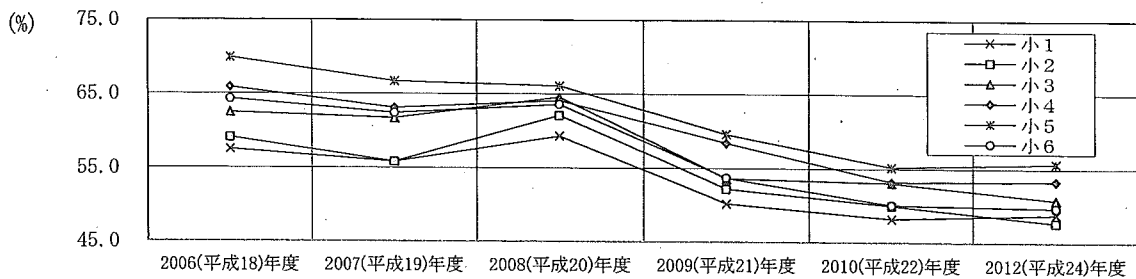
(資料: 青少年の体験活動等に関する実態調査, 2012(平成24)年度 [独立行政法人国立青少年教育振興機構])

## イ 自然体験機会の減少

我が国における学校以外の公的機関や民間団体が行う自然体験活動への小学生の参加率は、どの学年でもおおむね低下しています。特に小学4～6年生は2006(平成18)年度から2012(平成24)年度にかけて10%以上低下し、子どもの体験活動の場や機会の減少が見られます。

本市においては、市少年自然の家の利用状況をみると、2006(平成18)年度から2010(平成22)年度までは利用校数が減少傾向にありましたが、2011年(平成23)年度から増加に転じました。2013(平成25)年度は市内22校の利用があり、市内全保育所、幼稚園、小・中学校(91校、公私立)の約4分の1が利用しています。

図2-4 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率



(資料：青少年の体験活動等に関する実態調査，2012(平成24)年度〔独立行政法人国立青少年教育振興機構〕)

表2-5 市少年自然の家における利用校数の推移

年度	幼・保		小学校		中学校		小計		合計
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
2005(平成17)	5	1	16	5	3	3	24	9	33
2007(平成19)	5	7	9	3	1	3	15	13	28
2009(平成21)	4	0	5	2	1	3	10	5	15
2011(平成23)	2	7	11	3	9	7	22	17	39
2013(平成25)	5	15	10	5	7	9	22	29	51
合計	46	68	98	35	32	41	176	144	320

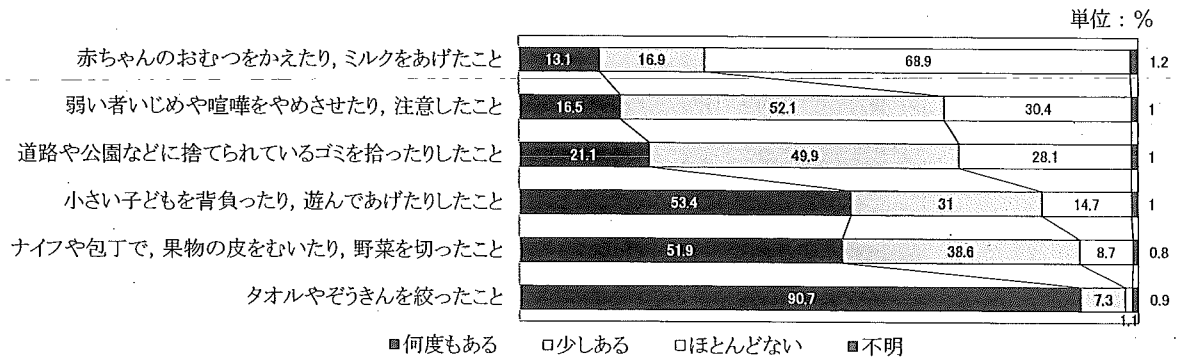
(資料：〔市少年自然の家〕)

## ウ 生活体験の状況

我が国の2012(平成24)年度における小学生高学年、中学生、高校生の生活体験6項目の頻度について、「何度もある」「少しある」と答えた割合を見ると、「タオルやぞうきんを絞ったこと」は98.0%、「ナイフや包丁で、果物の皮をむいたり、野菜を切ったりしたこと」は、90.5%と、9割以上が体験しています。

一方、「赤ちゃんのおむつをかえたり、ミルクをあげたこと」は、30.0%と、3割の体験率になっています。

図 2-5 青少年の生活体験状況



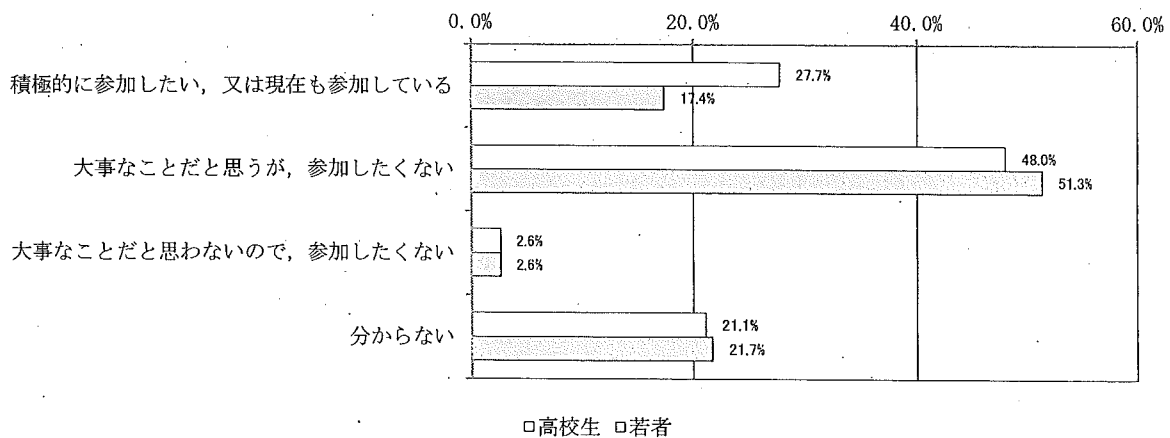
(資料：青少年の体験活動等に関する実態調査，2012（平成 24）年度〔独立行政法人国立青少年教育振興機構〕)

#### (4) 地域活動の状況

本市の高校生・若者の地域活動の状況は、「積極的に参加したいし、現在参加している」とする高校生の割合は27.7％、若者の割合は17.4％といずれも低い状況にあります。

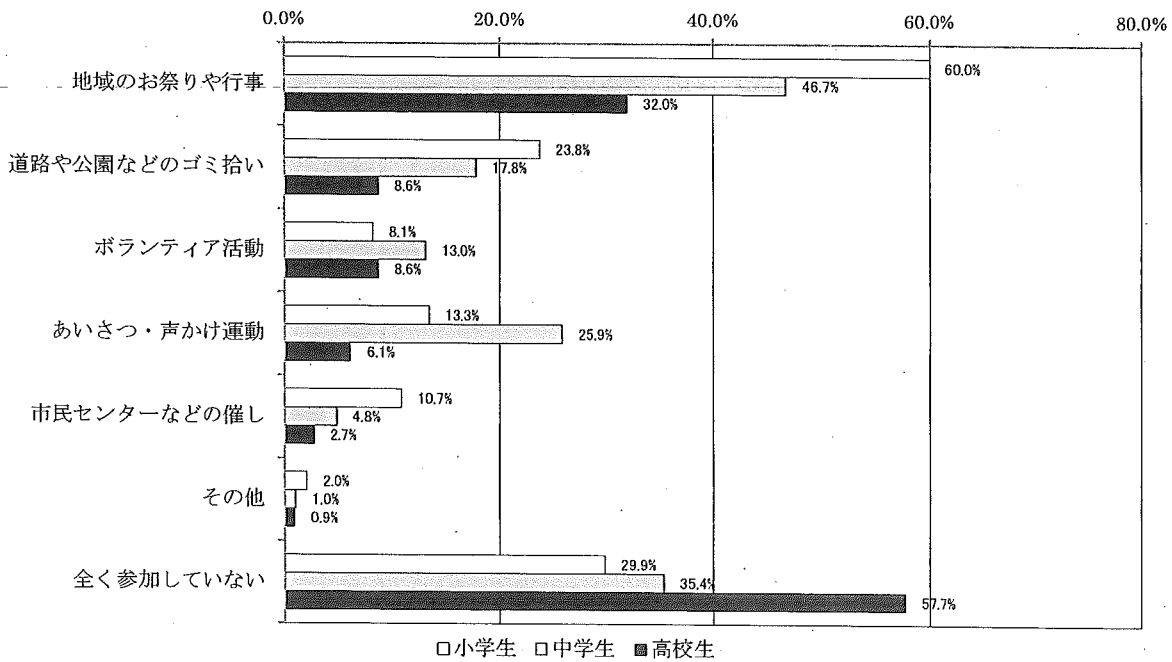
また、本市の小学生・中学生が、学校以外の地域活動に参加したこととして、「地域のお祭りや行事」に参加している割合は、50％前後である一方で、全く参加していない割合も、小学生29.9％、中学生35.4％など、比較的高い割合となっています。

図2-6 高校生・若者の地域活動への関心



(資料：青少年の社会意識及び活動に関する調査，2014（平成 26）年〔市生涯学習課〕)

図 2-7 青少年の地域活動状況



(資料：青少年の社会意識及び活動に関する調査、2014（平成 26）年〔市生涯学習課〕)

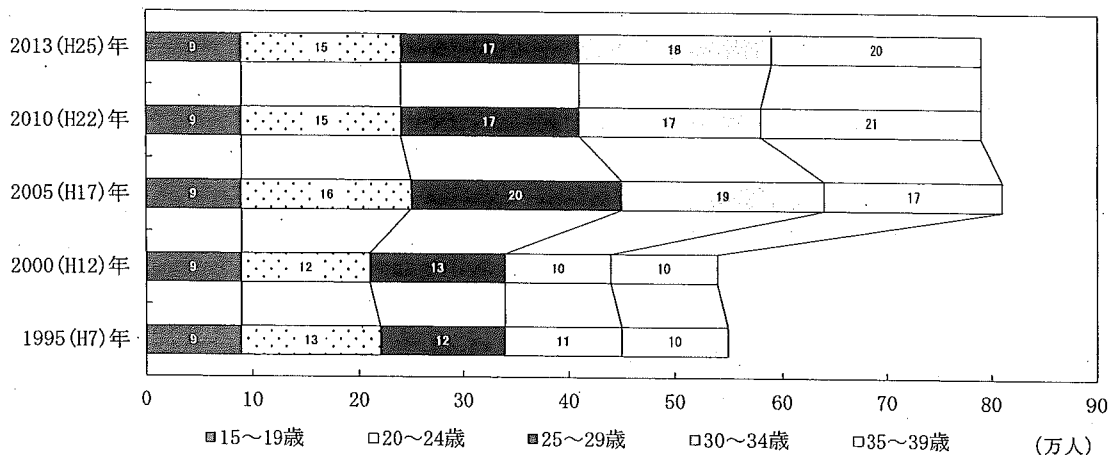
(5) 青少年・若者の抱える様々な困難

ア ニートの状況

我が国のニート（若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者））の数の推移をみると、2000（平成12）年から2005（平成17）年の間に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しています。2013（平成25）年は60万人で、3年前より1万人減少しました。

2013（平成25）年の統計値を年齢別にみると、15～19歳が9万人、20～24歳が15万人、25～29歳が17万人、30～34歳が18万人です。

図2-8 全国のニート（若年無業者）数の推移



(資料：労働力調査〔総務省〕)



イ ひきこもりの状況

我が国の「ひきこもり」(家や自室に閉じこもって外に出ない青少年・若者)は、2010(平成22)年の統計によれば69.5万人と推計されています。

また、将来ひきこもりになる可能性のある「ひきこもり親和群」と呼ばれる人口は、155万人と推計されています。

表2-6 ひきこもりの推計

類型	説明	全国の推計数	
① 狭義のひきこもり	普段は家にいるが、近所のコンビニ等には出かける	15.3万人	23.5万人
	自室からは出るが、家からは出ない	3.5万人	
	自室からほとんど出ない	4.7万人	
② 準ひきこもり	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	46.0万人	
③ 広義のひきこもり	①と②両方のひきこもりを合わせた概念	69.5万人	
④ ひきこもり親和群	ひきこもりたい、ひきこもる気持ちが分かる等	155.0万人	

(資料：若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書、2010(平成22)年〔内閣府〕)

ウ 児童虐待の増加

我が国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、増加の一途をたどり、2014(平成26)年は88,931件となっています。

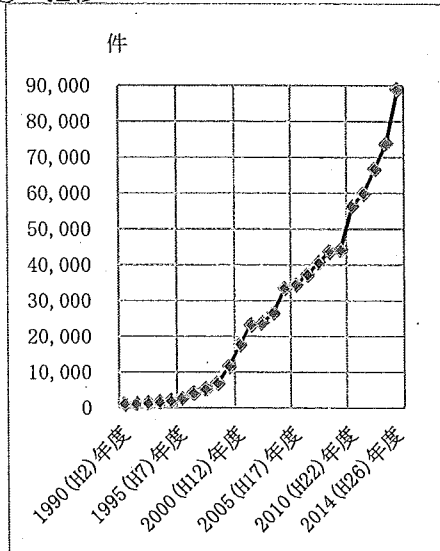
虐待の内容では、心理的虐待が43.6%と最も多く、次いで身体的虐待が29.4%、ネグレクト(25.2%)、性的虐待(1.7%)の順となっています。この5年をみると、身体的虐待や保護の怠慢・拒否(ネグレクト)の割合が低下し、心理的虐待の割合が上昇しています。

被虐待児の年齢は、3歳未満が19.7%、3歳から就学前が23.8%と、就学前の子どもが4割以上を占めています。

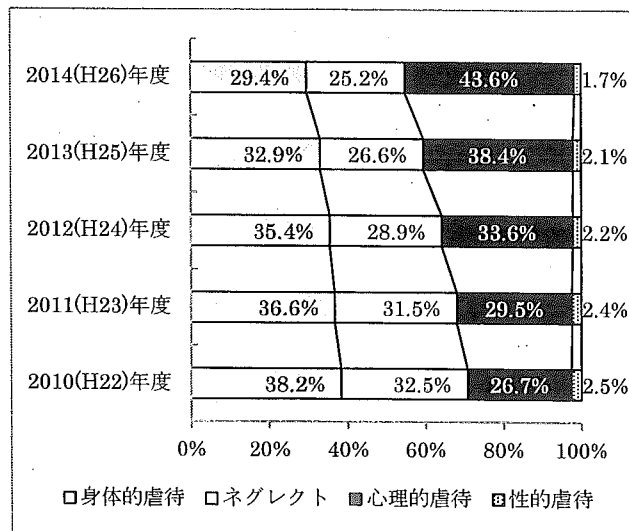
また、小学生が34.5%と、0歳から小学生までで約8割を占めています。

図2-9 児童相談所における児童虐待に関する相談状況

① 推移



② 相談種別構成割合



③ 被虐待者の年齢別構成割合

2014(H26)年度	19.7	23.8	34.5	14.1	7.9
2013(H25)年度	18.9	23.7	35.3	14.4	7.7
2012(H24)年度	18.7	24.8	35.2	14.1	7.2
2011(H23)年度	19.2	24.0	36.2	13.6	7.0
2010(H22)年度	19.6	24.2	36.5	13.3	6.4

□ 0～3歳未満 □ 3歳～学齢前 ■ 小学生 □ 中学生 □ 高校生等

(資料：福祉行政報告例〔厚生労働省〕)

エ いじめ、不登校をめぐる状況

本市におけるいじめの認知件数については、2012(平成24)年度から2013(平成25)年度にかけて約100件程度増加し、緩やかな増加傾向が見られます。

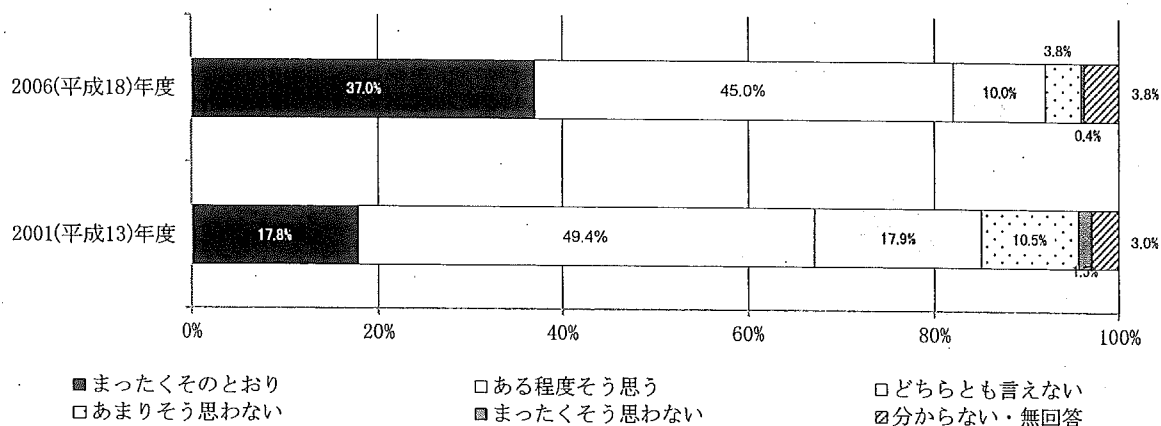
また、本市の不登校をめぐる近年の状況については、小学校は在籍児童数の0.48～0.6%、中学校は在籍生徒数の3.5～4.18%で推移しています。

(6) 家庭の教育力

近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。

2006(平成18)年度の統計調査では、我が国の家庭の教育力の低下について、保護者の82.0%が「まったくそのとおり」「ある程度そう思う」と答えています。2001(平成13)年度の67.2%と比べ、その割合は大幅に増加しています。

図2-10 家庭の教育力の低下



(資料：家庭の教育力再生に関する調査研究〔国立教育政策研究所〕)

## (7) 地域の教育力

### ア 地域の教育力の低下に対する保護者の認識

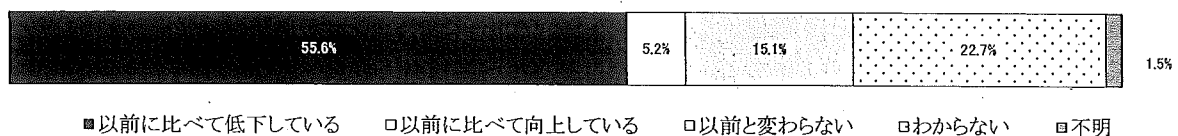
近年の度重なる青少年の凶悪犯罪の発生や、いじめ、不登校など、青少年をめぐる様々な問題の背景の一つとして、「地域の教育力の低下」が指摘されています。

我が国における2005(平成17)年度の調査によると、こうした「地域の教育力」について、実際に子育てに携わっている保護者の55.6%が、自分の子ども時代と比較して、「以前と比べて低下している」と回答しています。地域の教育力の低下について認識が高い点が見られます。

また、同調査において、地域の教育力の低下の要因として、次に掲げる項目が多く挙げられています。

- ・ 個人主義が浸透してきている(他人の関与を歓迎しない)。
- ・ 地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに対する抵抗が増している。
- ・ 近所の人々が親交を深められる機会が不足している。
- ・ 人々の居住地に対する親近感が希薄化している。

図2-11 地域の教育力の低下

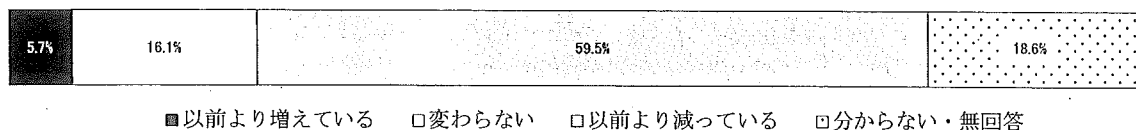


(資料：地域の教育力に関する調査，2005(平成17)年度〔文部科学省〕)

### イ 地域における青少年と大人との交流

県における2009(平成21)年の統計をみると、地域における青少年と成人との交流は、「以前より減っている」が59.5%で最も多く、「変わらない」は16.1%、「以前より増えている」は5.7%となっています。

図2-12 地域の青少年と大人との交流



(資料：県政世論調査，2009(平成21)年〔県広報広聴課〕)

## (8) 青少年・若者の犯罪被害・事故等

### ア 刑法犯被害少年の状況

県における少年(未成年)の刑法犯被害件数(少年の性犯罪被害を含む。)は、2004(平成16)年から2013(平成25)年にかけての推移をみると、おおむね減少傾向にあります。

表2-7 県における少年（未成年）の犯罪被害の推移

(件)

	2004(平成16)年	2007(平成19)年	2010(平成22)年	2013(平成25)年
刑法犯認知件数	55,633	46,087	41,312	35,055
うち少年被害	6,663	6,352	5,924	4,272
凶悪犯	49	28	25	17
粗暴犯	437	390	429	280
窃盗犯	5,455	5,197	4,889	3,608
その他	722	737	581	367
少年の性犯罪被害	174	97	85	70

注：性犯罪被害とは、強姦及び強制わいせつをいう。また、性犯罪被害のうち、強姦は凶悪犯、強制わいせつはその他に含まれる。

(資料：少年非行白書〔県警察本部〕)

イ 青少年・若者の不慮の事故の状況

県における青少年・若者の不慮の事故の推移は、次第に減少する傾向にあります。

また、青少年・若者の不慮の事故のうち、約70～60%が交通事故となっていますが、交通事故の発生件数は、2006（平成18）年以降、減少傾向にあります。

表2-8 県における青少年・若者の不慮の事故の状況

	2006(平成18)年	2008(平成20)年	2010(平成22)年	2012(平成24)年
不慮の事故	92件(100%)	81件(100%)	66件(100%)	53件(100%)
交通事故	67件(72.8%)	52件(64.2%)	49件(74.2%)	34件(64.1%)

(資料：茨城県保健福祉統計年報〔県厚生総務課〕)

## 第5 課題

本市の現状や統計等を踏まえた青少年・若者育成の課題は、次のとおりとなります。

### (1) 健やかな成長に必要な力への対応

本市では、青少年育成基本計画において、「青少年の健康等の推進と安全の確保」、「青少年の社会性をはぐくむ地域社会づくり」を基本目標に、スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進、豊かな自然や移動天文車を活用した体験活動の機会を提供するほか、青少年グループや異年齢組織の世代間交流事業等を実施し、青少年の社会参画の促進を図ってきましたが、青少年・若者の健やかな成長に必要な力を育成するために、次の課題があげられます。

ア 本市の青少年は、体力・学力ともに全国平均を上回る状況にある一方で、自己肯定感・自尊感情が低いなど、消極的な傾向も見られます。

このため、体力や学力はもとより、青少年が成長するための教養や道徳心等の幅広い基礎形成を促進し、青少年の心と体の育成を図っていくことが必要です。

イ 近年の青少年・若者の自然体験・社会体験機会は、おおむね減少傾向にあります。

このため、多様な体験活動機会を充実させるなど、青少年・若者が自分で判断し、行動できる力の向上を図っていくことが必要です。

ウ 近年は青少年・若者の地域への関わりが薄れ、地域行事へ参画する機会が減少するなど、青少年・若者の社会参画活動が低迷しています。

このため、本市の特色ある地域活動への参画を支援し、青少年・若者の社会参画活動を促進するとともに、地域の活性化を図っていくことが必要です。

### (2) 青少年・若者が抱える困難への対応

本市では、青少年育成基本計画において、「青少年の創造性をはぐくむ学校の充実」、「社会的自立を支援する職場づくり」、「非行等問題の未然防止」を基本目標に、学校週5日制など社会の変化に対応した教育の充実や、差別や偏見をなくすため人権に関する学習機会の提供や各種啓発活動を実施したほか、青少年が社会の一員として活躍できるよう、福祉の増進や情報提供等により社会参画活動や余暇活動等への参加支援、関係機関と連携した相談体制の強化、青少年相談員による街頭補導などを実施してきましたが、青少年・若者が抱える困難に対応するために、次の課題があげられます。

ア 青少年・若者を取り巻く社会環境は厳しさを増し、ひきこもりやニート、いじめ、不登校等社会生活を営むうえで困難を抱える青少年・若者が依然として多い状況にあります。

このため、困難を抱える青少年・若者とその家族に対して、きめ細やかな支援を推進し、青少年・若者の自立と社会参画を図っていくことが必要です。

イ 児童虐待、いじめ、不登校等の問題は、青少年・若者の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるため、問題の早期発見と適切な対応が求められています。

このため、相談体制等の充実はもとより、関係機関との連携を強化し、青少年・若者の被害防止に向けた体制の充実を図っていくことが必要です。

### (3) 家庭、地域等の教育環境への対応

本市では、青少年育成基本計画において、「青少年を健やかにはぐくむ家庭づくり」や「多様化する社会への対応」を目標に、国際化や情報化といった社会の変化に対応した教育活動の推進、家庭教育学級や親子教室等を開催し、子育てに関する情報や、望ましい家庭教育のあり方について学習する機会の充実を図り、学校と地域社会が連携した緊急避難所である「こどもの安全を守る家」の拡充に努めたほか、青少年に有害な環境の浄化や社会を明るくする運動を推進してきましたが、家庭、地域等の教育環境の向上に対応するため、次の課題があげられます。

ア 核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化等により、保護者が家庭教育について学ぶ機会が減少するなど、家庭の教育力が低下する傾向にあります。

このため、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、多様な子育てニーズに対応した支援体制の充実を図っていくことが必要です。

イ 地域における地縁的なつながりの希薄化等により、地域の教育力の低下が指摘されています。

このため、地域の青少年・若者指導者や団体等との連携を強化し、地域における青少年・若者を育成する力の向上を図っていくことが必要です。

ウ 青少年・若者の犯罪被害は後を絶たず、登下校時や放課後等の事故も少なからず発生しています。

このため、地域安全活動の推進や社会環境の健全化を推進し、青少年・若者が安心して活動できる居場所づくりの整備を図っていくことが必要です。

## 第3章 計画の基本的方向

### 第1 目指す姿

本市では、青少年を地域社会が一体となって育むという視点に立ち、2001（平成13）年度に水戸市青少年育成基本計画を策定し、学校、家庭、地域が連携を図りながら、青少年の健全育成に向け、青少年が自ら考え、判断し、行動する力の成長を支援するための施策を推進してきました。

新たな計画では、これまで積み重ねてきた様々な取組を踏まえながら、青少年・若者が明るい希望や目標を抱き、伸びやかに育つ環境をつくり、未来の水戸をリードする青少年・若者の育成を実現するため、この計画の目指す姿を次のとおり定めます。

#### 目指す姿

未来の水戸をリードし社会に躍動する  
青少年・若者の育成

## 第2 基本方針と基本施策

この計画では、青少年・若者の健全育成を基調としながら、国・県の青少年・若者支援の方針と整合を図り、社会的自立が困難な若者の増加等の問題に対応するため、対象を若者層に広げ、社会全体で青少年・若者の成長と自立を支援するものとします。

こうした考え方のもと、本市の青少年・若者育成の目指す姿を実現するため、次の3つの基本方針とそれに対応した基本施策を定めます。

### 基本方針1 青少年・若者の健やかな成長と活動等への支援の充実

青少年・若者が、自ら主体的に考え、課題・問題を解決する能力を体得し、青少年・若者の意見を社会に反映していくため、青少年・若者育成団体等と連携し、様々な体験活動や社会経験を積み重ねる機会を提供するなど、青少年・若者の積極的な社会参画を支援・促進します。

- 基本施策1 青少年の豊かな心と健やかな体の育成
- 基本施策2 青少年・若者が自分で判断し行動できる力の育成
- 基本施策3 青少年・若者の社会参画活動等への支援

### 基本方針2 困難を抱える青少年・若者やその家族に対する支援の充実

青少年・若者が抱える悩みや困難は、家庭・地域環境、身体・精神的理由など様々な問題が複雑に絡み合うことが多いため、その解決に向け、家庭、地域、関係機関・団体等の連携による他分野協働を進めながら、青少年・若者はもとより、その家族に対しても支援策を講じます。

- 基本施策1 自立に困難を抱える青少年・若者やその家族への対応
- 基本施策2 青少年・若者の問題行動への対応



### 基本方針3 青少年・若者の自立や成長を社会全体で支える環境づくり

学校、家庭、地域、行政機関等が共通の目標を持ち、それぞれが連携して、多様な青少年・若者の課題等の解決を図ることができる環境を整備します。

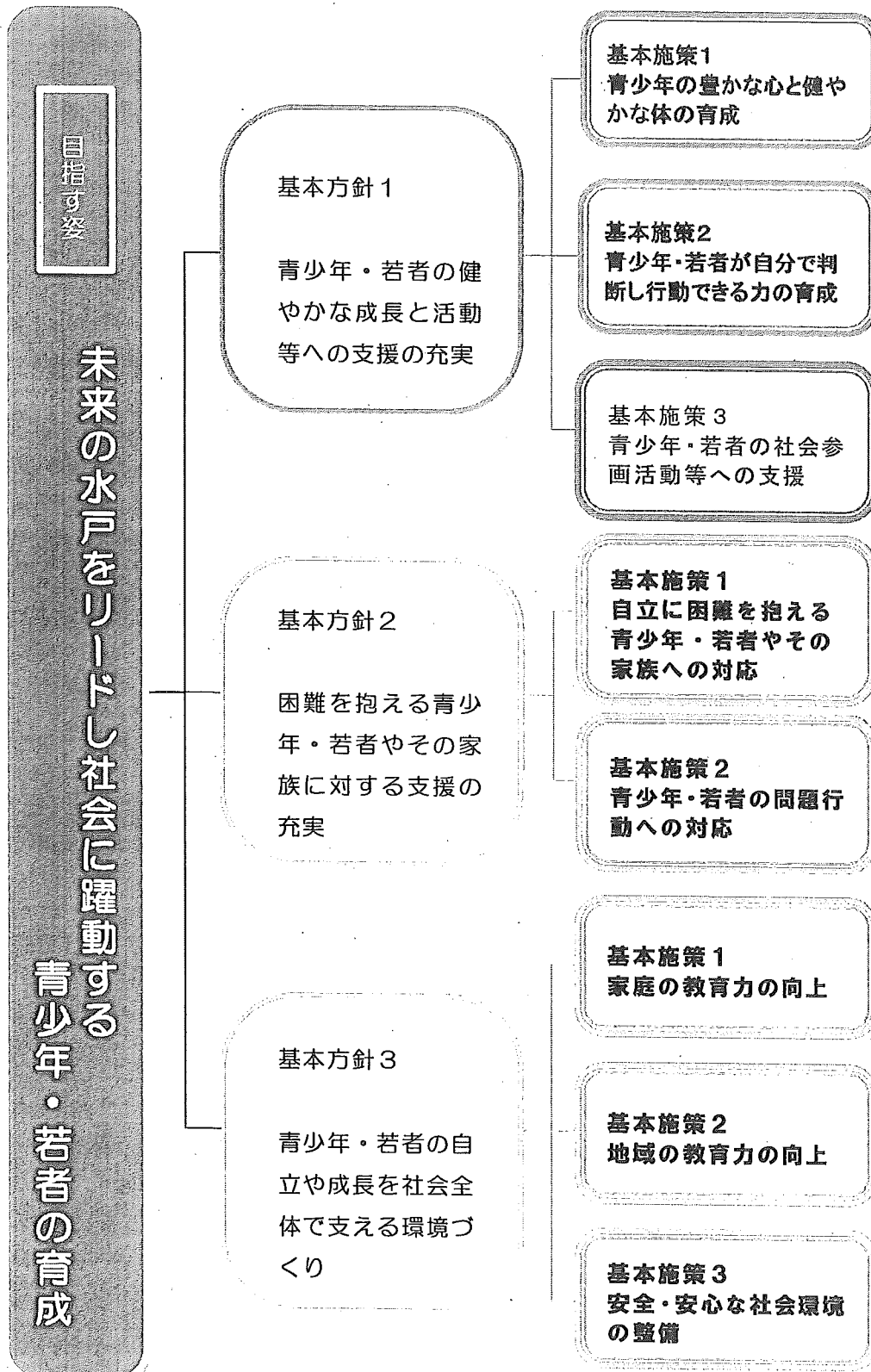
また、青少年・若者の手本となるよう、大人の意識改革を促進するための環境づくりに努めます。

- 基本施策1 家庭の教育力の向上
- 基本施策2 地域の教育力の向上
- 基本施策3 安全・安心な社会環境の整備

### 第3 施策の体系

3つの基本方針に基づいた施策の体系は次のとおりとします。

図 3-1 施策の体系図



## 第4章 施策の展開

### 1 青少年・若者の健やかな成長と活動等への支援の充実

#### 基本施策1 青少年の豊かな心と健やかな体の育成

豊かな心と健やかな体の成長は、青少年の健全育成の基礎となるものです。青少年の社会的自立の基礎を培い、変化の激しい社会を生き抜く力を養成するために、身体能力とともに情緒面や知的能力が相互作用を起こしながら発達していく青少年の成長過程全体にわたって、調和のとれた成長を促します。

#### 【目標指標】

番号	指標	現況	目標値
1	朝食を「毎日食べる」児童生徒の割合の増加	2014年度 (平成26年度) 小学校91.7% 中学校83.9%	2023年度 (平成35年度) 100%
2	運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	2012年度 (平成24年度) 89.5%	2023年度 (平成35年度) 91%

#### 【具体的施策】

##### (1) 豊かな心の育成

核家族化や都市化の進行等により、身近なところで命の大切さを実感する機会が減少しています。道徳教育や人権教育の推進、動植物に触れる機会の提供等により、自尊感情や他者への思いやり、自他の生命を尊重する心を育成します。

本市の特徴である質の高い芸術にふれる教育、副読本を活用した郷土教育、船中泊を伴う自然教室・集団宿泊学習の充実等により、心の豊かさと強い精神力を育みます。

互いの気持ちを認め合い、自分の意見を適切に表現することができるよう、発表・討論等の機会の充実を図り、コミュニケーション能力を育みます。

##### (2) 健やかな体の育成

青少年の健康や意欲の向上は、基本的な生活習慣を十分に身につけることが必要であり、生活習慣づくりは、自己管理能力を身につけていくことの基礎となります。

正しい生活習慣を形成するための大きな役割を担う家庭での取組を促進しながら、

学校教育においても特別活動や地場産物を活用した学校給食等による食育の推進を図ります。

また、スポーツは、体力の向上はもとより、自己責任や忍耐力、フェアプレーの精神を培うとともに、仲間や指導者・支援者との交流により社会性を養います。学校教育活動における体育・運動部活動の振興に加え、体育施設の開放、スポーツ少年団の支援等による地域社会での取組を推進します。

## 基本施策2 青少年・若者が自分で判断し行動できる力の育成

少子化、高度な情報化、グローバル化が急速に進行する中で、今後の社会が向かう方向を見定め、常に時代の的確かつ迅速に対応していくためには、自ら課題を解決する能力や新たな価値を創造する力が必要です。青少年・若者が豊かな人間性と社会性を育み、職業人として自立するために、社会全体で青少年・若者を育成する取組を推進します。

### 【目標指標】

番号	指標	現況	目標値
1	学力診断のためのテスト（県）の総合得点の平均点（対県平均との比較）	2012年度 （平成24年度） （小6）△4.4点 （中3）+14.2点	2023年度 （平成35年度） （小6）+10.0点 （中3）+25.0点
2	少年自然の家の利用者数（年間）	2014年度 （平成26年度） 15,750人	2023年度 （平成35年度） 20,000人

### 【具体的施策】

#### （1）学びの基礎や確かな学力の定着・向上

基礎的・基本的な知識や技能を取得し、それらの基盤になるとともに活用のために必要となる思考力・判断力・表現力を育成し、「学びの基礎」や「確かな学力」の定着を図ります。

そのため、小中一貫教育「まごころプラン」や学力向上推進事業「さががけプラン」等による学校教育の充実と、家庭・地域との連携を図りながら、少年の主張大会の開催や読書活動の推進等による生涯学習活動の充実を推進します。

#### （2）多様な体験活動の推進

人間的な成長に不可欠な体験活動は、人づくりの原点であり、意図的かつ計画的に

機会を提供することが求められています。また、国の調査研究（独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書（平成22年））において、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど意欲・関心や規範意識が高い傾向が示されており。

多様な体験活動を提供するため、学校・家庭・地域・民間団体・民間企業等が連携しながら、スポーツ・文化活動、ボランティア等の社会体験活動、野外活動等の自然体験活動を推進します。特に自然体験活動や集団宿泊活動は、現在の青少年に不足が指摘されているため、少年自然の家を活用することにより、様々な事業を展開します。

また、若者が自ら課題を解決する能力や新たな価値を創造する力を育むため、学習ニーズに応じ、いつでもどこでも生涯学習活動に取り組める環境を整備するとともに、学習効果を生かす取組を支援します。

### (3) 社会で求められる能力の育成

変化の著しい現代社会において、困難に立ち向かい自らの力で乗り越える強い精神力を養い、社会を生き抜く力を身につけるため、情報教育（情報モラル教育やメディアリテラシー教育）、消費者教育、国際理解、環境教育等の現代的な課題に対応した学習を推進します。

また、持続可能な社会の担い手となり、新しい時代を切り開くことができる人材を育成するため、勤労観や職業観の育成と社会への参画意識の醸成を図ります。

さらに、選挙権年齢の満18歳への引き下げに伴い、主体的に社会に参画し、自立して社会生活を営むために必要な力を養う主権者教育を進めます。

※メディアリテラシー（①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし、活用する能力。③メディアを通じコミュニケーションを創造する能力。）

資料：文部科学白書

### 基本施策3 青少年・若者の社会参画活動等への支援

政治的教養（政治や法律，経済の仕組み，消費に関する問題等）を豊かにし，勤労観・職業観の形成に取り組み，青少年・若者が社会を構成する一員として自立し，権利と義務の行使により社会に積極的に関わろうとする姿勢等を身につけるため，シティズンシップ教育（社会形成・社会参画に関する教育）を推進し，市民としての権利や責任意識を育み，積極的な社会参画活動を支援します。

#### 【目標指標】

番号	指標	現況 2014年度 (平成26年度)	目標値 2023年度 (平成35年度)
1	市民センター等で行われる青少年教育関係の一般教養講座（小中学生対象）回数	251回	310回

#### 【具体的施策】

##### (1) ボランティア・NPO活動の支援

青少年・若者のボランティア活動への参加を促進し，市民性や社会性を育むとともに，地域社会の活性化に努めます。

青少年・若者で構成する団体の支援については，既存の団体に加えて，近年活発化しているNPO団体やボランティアサークル等の活動を支援し，青少年・若者のネットワークづくりを促進します。

##### (2) 意見や提案を反映させる機会の充実

青少年・若者は，行政との関わりが希薄な世代です。本市の持続可能で発展的な社会を築いていくためには，次代を担う青少年・若者ならではの観点からまちづくりに関する意見表明の機会を確保することが重要であることから，協働事業提案制度の積極的な活用や政策提言の機会の充実，各審議会への参画等，青少年・若者の意見や提案を反映させる機会の充実を図ります。

## 2 困難を抱える青少年・若者やその家族に対する支援の充実

### 基本施策1 自立に困難を抱える青少年・若者やその家族への対応

青少年・若者を取り巻く環境は厳しさを増し、それぞれが抱える困難は多様化し、社会生活を円滑に営む上での困難や成長過程における困難、経済的困窮等、特別な支援を必要とする青少年・若者がいます。

様々な主体による連携・協働により一人一人の置かれた状況や発達段階等に応じてきめ細かく対応し、全ての青少年・若者が確かな社会生活をおくることができるよう支援します。

#### 【具体的施策】

##### (1) ひきこもり・ニート等の青少年・若者への支援

就学または就業していない等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年・若者に対し、各行政機関や民間団体・民間企業等に点在する情報を包括する窓口（チャンネル）の構築を図り、「相談」という第一歩を容易にします。

また、ネットワークを強化することにより、それぞれの専門性を生かした相談やライフステージごとの視点からの支援を推進し、職業意識の啓発、職業的・社会的自立や出産・育児、介護等からの復帰を支援します。

##### (2) 障害のある青少年・若者への支援

障害のある青少年・若者が社会を構成する一員として、安心して生活できるよう、障害の特性に応じた自立の支援、発達障害のある青少年・若者の支援、就労支援等を充実し、医療、保健、福祉、教育関係機関等が連携することにより、地域支援体制の強化を図ります。

##### (3) 貧困問題等への対策の支援

経済的困窮を抱える家庭やひとり親家庭を取り巻く状況は様々ですが、その状況が青少年・若者の健全な成長にとって阻害要因にならないよう支援し、希望する教育を断念することなく学び、就労等ができるよう、関係機関等との連携を進めます。

## 基本施策2 青少年・若者の問題行動への対応

青少年・若者を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化する中で、様々な要因により、非行等の問題行動を引き起こし、またその被害者となる状況があります。さらに、いじめや虐待等の人権に関わる深刻な事態も発生しています。

これらに対応するため、青少年・若者の規範意識の向上に加え、家庭・地域の教育力を向上させることにより、日常的に自分の居場所を見出し、疎外感・孤立感を抱くことがないように、社会全体での取組を推進します。

### 【具体的施策】

#### (1) 非行・犯罪対策の推進

青少年・若者の非行や犯罪の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、関係機関や地域団体との連携を強化し、青少年相談員による街頭補導活動や各中学校区青少年育成会等の地域団体による非行防止活動を推進するとともに、特別相談員による青少年相談業務を実施します。

また、非行に陥った青少年・若者やその家族の立ち直りを支援し、非行を繰り返すことを防ぐため、最も身近な社会である家庭の教育力の向上を図るとともに、社会を明るくする運動の展開等により、地域全体で非行や犯罪からの更生に対する理解を深めます。

#### (2) 児童虐待対策への支援

児童虐待は、心身の健康的な発達や人格形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって困難を抱え続けることや次の世代にも問題が続く恐れがあります。

発生予防や早期発見のために、青少年と家族への支援と相談体制を充実させ、青少年のサインを見逃すことのないよう民生委員・児童委員を中心として地域全体で見守り、関係機関が連携した対応を促進します。

#### (3) いじめ防止や不登校対策の推進

いじめや不登校の問題は、全ての青少年が安全・安心な学校生活を送るために解決しなければならない重要な課題です。

いじめの未然防止及び早期発見・対応のため、いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」により、あいさつ運動やワークショップの開催等による学校と地域・保護者が連携した意識啓発、青少年が自らの問題として主体的に取り組む機会の充実、相談体制の強化に向け、関係機関等との連携を進めます。



### 3 青少年・若者の自立や成長を社会全体で支える環境づくり

#### 基本施策1 家庭の教育力の向上

家庭は全ての教育の出発点であり、青少年の基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的マナー等を育む基盤です。青少年の教育の第一義的責任は親が持っており、尊重されなければなりません。そのため、社会全体で家庭教育を支え、応援していく環境づくりを進めます。

#### 【目標指標】

番号	指標	現況 2014年度 (平成26年度)	目標値 2023年度 (平成35年度)
1	市民センター等で行われる家庭教育関係の一般教養講座(回数)	140回	200回

#### 【具体的施策】

##### (1) 家庭教育に関する意識の啓発

ライフスタイルの多様化等により、家族の時間やコミュニケーションの時間を確保することがますます重要性を増しています。

このため、親子がともに活動できるふれあいの機会や家庭教育に関する学習機会の提供の充実を図ります。

また、「家庭の日」や「親が変われば子どもも変わる運動」等の推進により、保護者や地域への啓発を図ります。

##### (2) 子育て支援の推進

急速な少子化や核家族化により、子育てに孤独感や不安を感じる親も少なくない状況にあります。わんぱく・みと、はみんぐぱく・みと、市民センター等の施設において、子ども同士・親同士の交流の場を創出し、多様な子育て支援を推進します。

また、放課後や長期休業期間等において、子どもたちが安全に活動できるよう、開放学級や学童クラブの充実を図る等、地域と連携した総合的な子育て支援の充実に向け、関係機関等との連携を進めます。

## 基本施策2 地域の教育力の向上

青少年・若者の健全育成や非行等の問題行動への対応を充実させるためには、広く市民の理解と協力が必要であり、全市民的な取組が重要であることから、市青少年育成推進会議と一体となって、青少年育成団体の支援や指導者の育成を図り、地域の教育力の向上に努めます。

### 【目標指標】

番号	指標	現況 2014年度 (平成26年度)	目標値 2023年度 (平成35年度)
1.	子ども会小学生加入率	41.6%	50%

### 【具体的施策】

#### (1) 青少年・若者育成団体等との協働

地縁的なつながりの希薄化や価値観の多様化により、子ども会等の地域に根差した青少年育成団体の減少や活動の低迷化が進行しています。

これらの団体の活動が活性化し、地域で青少年・若者を育成する力を向上させるため、子ども会育成会、PTA、ボーイスカウト・ガールスカウト各団、NPO団体の自主性を尊重しながら、活動に関する支援を行い、協働による事業を展開します。

また、各青少年育成団体の相互の連携や協働をコーディネートすることにより、役員の負担軽減や効率的・効果的な運営による相乗効果を図ります。

#### (2) 地域リーダーの育成

青少年の健やかな成長を地域全体で育むことができるよう、各青少年育成団体と連携し、育成者や構成員に対し、指導者を養成する講座や研修会等の多様な学習機会を提供し、資質の向上を図ります。

また、青少年・若者が地域から支援を受ける一方的な関係ではなく、ともに地域をつくる対等なパートナーとしての関係を構築し、地域に貢献できる青少年・若者のリーダーの育成に取り組みます。

### 基本施策3 安全・安心な社会環境の整備

近年、大人の規範意識の低下や有害情報の蔓延等、青少年・若者を取り巻く環境は悪化しており、健全化が求められています。また、事故や犯罪の被害者になる事例も後を絶ちません。

大人社会から影響を受けやすい青少年・若者に対し、手本や道標となるよう、大人の意識改革を図るとともに、家庭・地域・行政が連携し、安全・安心に生活できる社会環境の整備を推進します。

#### 【目標指標】

番号	指標	現況 2014年度 (平成26年度)	目標値 2023年度 (平成35年度)
1	開放学級施設の整備	開放学級専用棟 7か所	開放学級専用棟 15か所
2	「こどもの安全を守る家」 登録数	2,347か所	2,500か所

#### 【具体的施策】

##### (1) 青少年・若者の居場所づくり

全ての青少年・若者が、自己存在感や充実感を得ることができるよう、様々な体験・交流活動や地域等で活躍できる機会を提供するとともに、開放学級・学童クラブの充実等の放課後児童対策を推進し、安心して活動できる居場所づくりに努めます。

また、社会教育施設や公園等を整備し、青少年が安心して外出し、安全に外遊びできる環境の維持を図ります。

若者については、若者同士が気軽に集い交流し、それぞれの活動成果の発表や、多様な体験の機会を創出する居場所づくりに努めます。

##### (2) 地域安全活動の推進

青少年育成推進会議による「こどもの安全を守る家」の登録活動、スクールガードやPTA等の協力による通学路の安全対策に努めるとともに、様々な情報ツールを活用し迅速な不審者情報の提供を図る等、青少年が安全に生活できるよう、地域一体となった安全活動を推進します。

また、防犯や防災に関する知識や判断力を養う活動や、交通安全教育を推進する等、

危機回避能力の向上を図ります。

青年会等の青年団体の社会参画活動を支援し、地域のリーダーづくりを推進するとともに、安全なまちづくりの基礎として、挨拶や声かけなどに努め、地域みんなでコミュニケーションが図れるまちづくりを進めます。

### (3) 社会環境の健全化

社会環境の変化は、心身ともに成長過程である青少年に大きな影響を及ぼします。このため、まず大人が自分自身を省みて、青少年・若者の道標となるよう、大人の意識改革に努めます。

また、近年、性や暴力に関する有害図書・ゲームソフト、危険ドラッグ等の薬物、多機能な通信機器等への対応が求められており、今後もライフスタイルの多様化や技術・産業の発展による急激な変化の中で、新たな課題が現れることも予想されます。

このような変化の著しい社会環境に、正しい知識と規範意識を持って対応できるよう、青少年や保護者への啓発活動に努めるとともに、青少年育成推進会議や青少年相談員等を中心として、地域全体で青少年の健全な育成を阻害する環境の健全化を図ります。

## 第5章 計画の推進体制と進行管理

### 第1 計画の推進体制

青少年・若者が成功や失敗を繰り返しながら成長する過程を見守り、次代の水戸市を担う主体として自立できるよう、社会全体で育成するため、市民と行政との協働による計画の円滑な推進を図ります。

#### (1) 水戸市の役割

無限の可能性を持つ青少年・若者の個性や能力を十分に育成するため、庁内組織の横断的な連携により青少年・若者施策の総合的な取組を推進します。

家庭・地域・青少年育成団体・関係機関が、それぞれの役割を果たす上で、相互に補完し、連携と協働が図れるよう、支援します。

#### (2) 地域の役割

地域の青少年・若者の成長は、地域全体の責任との認識のもと、安心・安全に生活できるよう環境を整備するとともに、世代を超えた交流を創出することにより、人間関係や社会規範を身につける場を作ります。

そのためには、青少年の健全育成を目的とする活動だけでなく、地域の様々な活動が活性化する必要があり、青少年・若者が参画し、連帯感のあるコミュニティづくりに努めます。

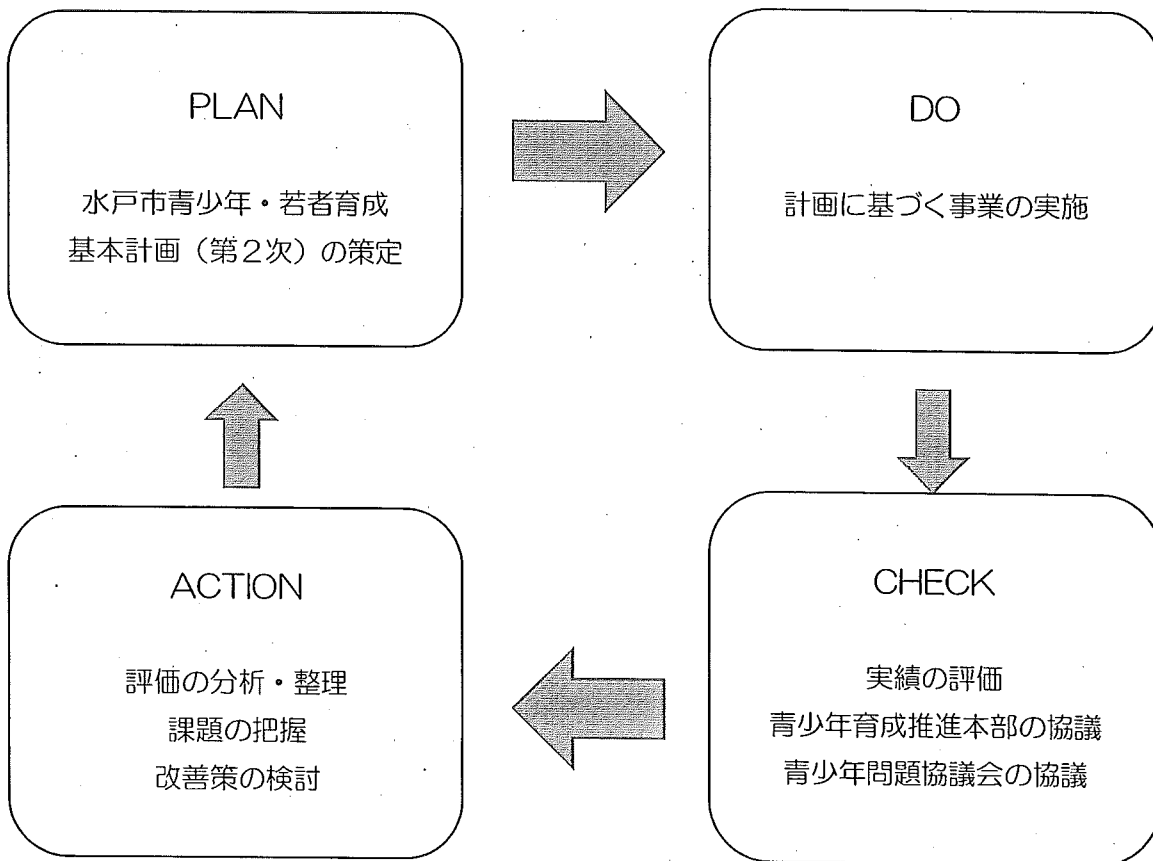
#### (3) 市民の役割

大人は、青少年・若者の考えや行動に関心を持ち、自らが規範を示しながら、青少年・若者が社会を構成する一員として位置付け、自立に向けた支援と社会参加を促します。

家庭は、青少年が健やかに育つための第一義的責任を有し、基本的な生活習慣と生活能力を身につけさせるとともに、心身のよりどころとしての環境づくりに努めます。

## 第2 計画の進行管理

本計画の個々の取組・内容について、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法に基づき、適切な進行管理を行います。



# 水戸市教育施策大綱

教育目標 知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成につとめる

基本理念 水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成

水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成を図るため、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育を推進する。

ここに、3つの基本的方向、9つの基本目標を定め、それらを具現化します。

## 基本的方向1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

### 基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

親子などのふれあいを通して、基本的な生活習慣、自立心、豊かな情操、社会的なマナー等が育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図ります。

### 基本目標2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに、放課後を含めて、安心して過ごせる環境を整備します。

### 基本目標3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

子どもの健やかな成長と発達を支援するため、いじめもなく心豊かに過ごせる教育環境を整備するとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、より質の高い学校教育を推進します。

## 基本的方向2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

### 基本目標4 世界で活躍できる資質を磨く教育

確かな学力の定着や自己表現力の育成、英会話力の向上により、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成します。

### 基本目標5 郷土を愛する心を育てる教育

郷土のために行う活動や、地域で行うあいさつ運動などを通して、もてなしの心などを育むとともに、郷土に対する理解と関心を深め、郷土を愛する心と社会に貢献しようとする態度を育成します。

### 基本目標6 豊かな感性や強い精神力と身体を育てる教育

さまざまな体験や活動を通して、クリエイティブな感性やコミュニケーション能力を育むとともに、困難に立ち向かい、自らの力で乗り越える強い精神力と身体を育成します。

## 基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

### 基本目標7 社会に参画する若者づくり

地域と一体となって、若者の健やかな成長を促し、豊かな人間性や社会性を備え、さまざまな地域活動へ積極的に参画し、社会で躍動する自信あふれる若者を育成します。

### 基本目標8 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成します。

### 基本目標9 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により、水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成します。

水戸市長 高橋 靖

# 子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日法律第71号）※一部抜粋

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。



(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
  - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
  - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
  - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
  - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、

同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

# 茨城県青少年の健全育成等に関する条例

(平成21年10月29日 茨城県条例第35号) ※一部抜粋

次代の社会を担う青少年が、夢と希望を持って心身ともに健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立するとともに、若者が、社会における役割を担い、情熱を持ってその使命を果たしていくことは、県民すべての願いである。

この願いの実現に向け、これまでも様々な取組が行われてきたが、家庭や地域社会など青少年と若者を取り巻く環境の変化とあいまって、十分に実現されるに至っていない。

このような状況の中、青少年が健全に成長するとともに若者がその使命を果たしていくためには、青少年に対して深い愛情と理解を持って青少年の健全育成等についてその進むべき方向性を定めるとともに、我々一人ひとりが、青少年の模範となり、青少年や若者とのかかわりを認識して相互に協力しながらそれぞれの担うべき役割を果たしていく必要がある。

ここに、県、県民、事業者等が一体となって、青少年の健全育成等について、たゆまぬ努力を重ねることを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成等について、基本理念を定め、並びに県、県民、保護者、青少年育成者及び事業者の責務等を明らかにするとともに、青少年の健全な育成等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより青少年を保護することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 青少年の健全な育成は、青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ自立した個人としての自己を確立できるよう、青少年の発達段階に応じて行われなければならない。

2 活力に満ちた地域社会の実現のために若者が行う活動(以下「若者の活動」という。)の支援は、活力に満ちた地域社会を実現するために若者が重要な役割を担っていることにかんがみ、若者が、若者の活動に積極的に取り組み、その能力を発揮できるよう行われなければならない。

3 青少年の健全な育成及び若者の活動の支援は、県、県民、保護者、青少年育成者(学校の関係者その他の青少年の育成に携わる者をいう。第6条において同じ。)及び事業者が、それぞれの果たすべき役割に応じて、相互に協力しながら一体的に行われなければならない。

### (県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、青少年のための良好な環境を整備し、及び青少年

の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を守るとともに、若者の活動の支援を積極的に行うよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、青少年を健全に育成することについて第一義的責任を有するものであることを自覚し、青少年の健全な育成についての理解の下、青少年を監護し、及び教育するよう努めなければならない。

(青少年育成者の責務)

第6条 青少年育成者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ、その職務又は活動を通じて、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(青少年及び若者の努力)

第8条 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、社会的に自立した個人として成長するよう努めなければならない。

2 若者は、社会におけるその役割と責任を自覚するとともに、若者の活動に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(適用上の注意)

第9条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## 第2章 青少年の健全な育成等に関する施策

(基本計画)

第10条 知事は、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する基本的な計画(以下この条及び第41条第1項第1号において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 水戸市青少年問題協議会条例（平成12年12月22日 水戸市条例第63号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）

第6条の規定に基づき、青少年問題協議会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第1条の規定に基づき、水戸市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第3条 協議会は、会長及び20人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、市議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

（平26条例20・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 会長は、協議会の会務を総理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が会議の議長となる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、教育委員会において行う。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水戸市青少年問題協議会設置条例第1条の規定により設置されている水戸市青少年問題協議会は、この条例第2条の規定に

より設置された協議会とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号）第10条の規定による改正前の青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法第7条第3項の規定により任命されている委員は、法第3条第3項の規定により任命された委員とみなす。
- 4 付則第2項の規定により設置されたとみなされる協議会の組織及び前項の規定により任命されたとみなされる委員の定数については、この条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 付則第3項の規定により任命されたとみなされる委員の任期は、この条例第4条の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。

付 則（平成26年3月26日条例第20号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

水戸市青少年問題協議会委員名簿

(敬称略：平成27年10月1日現在)

番号	氏名	選出区分	所属及び役職
1	田山 喜子	学 識 経 験 者	茨城県青少年育成アドバイザーの会会長
2	大関 茂	学 識 経 験 者	市住みよいまちづくり推進協議会会長
3	佐藤平八郎	学 識 経 験 者	(公社)水戸青年会議所理事長
4	菊池 徹	学 識 経 験 者	水戸地区保護司会学校連携担当保護司
5	岡田 澄子	学 識 経 験 者	水戸更生保護女性会副会長
6	成願 強	学 識 経 験 者	市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会副会長
7	岩下 智子	学 識 経 験 者	市子ども会育成連合会副会長
8	楢崎ひろ子	学 識 経 験 者	水戸女性会議副会長
9	立川 力	学 識 経 験 者	市青少年相談員連絡協議会会長
10	堀田 望	学 識 経 験 者	市青少年育成推進会議地域・環境部会部長
11	永盛 久貴	学 識 経 験 者	市PTA連絡協議会会長
12	生越 達	学 識 経 験 者	茨城大学教育学部教授(教育学部長)
13	水嶋 陽子	学 識 経 験 者	常磐大学人間科学部准教授
14	中田 潔	関 係 機 関	水戸家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
15	樽川 千城	関 係 機 関	水戸警察署生活安全課長
16	後藤 幸夫	関 係 機 関	茨城県福祉相談センター相談援助課長
17	田邊 一男	関 係 機 関	市学校長会代表(第一中学校長)
18	武士 敬一	関 係 機 関	市学校・警察連絡協議会幹事
19	木本信太郎	市 議 会 議 員	市議会代表
20	高倉富士男	市 議 会 議 員	市議会代表
会長	高橋 靖	地方公共団体の長	水戸市長

各種法令等による青少年等の年齢区分

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳に満たない者
刑法	刑事責任年齢	14歳に満たない者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	満1歳に満たない者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び寡婦福祉法	児童	20歳に満たない者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
労働基準法	年少者	満18歳に満たない者
	児童	満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	法律上の定義なし。 第8条第1項に基づく大綱「子ども・若者ビジョン」で、子ども（乳幼児期、学童期及び思春期の者）若者（思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満まで対象）としている。
茨城県青少年の健全育成等に関する条例	青少年	18歳に達するまでの者（配偶者のある女子を除く。）



